

第 457  
457

六、解雇手当は日給二十日以上のこと  
 七、労務委員及び解雇手当は労務局長の承認のこと  
 八、本条は当法に抵触するものは無効とする  
 但し解雇手当の額は労働者の勤続年数に  
 八割を超えないこととする  
 九、本条は当法に抵触するものは無効とする

代表者 長島 謙一 氏  
 外 十三名

第七の二の二 株式会社 中野

職 業 別 一 男 女

一、六、三、月、初、期、及、中、期、の、結、算、手、当、は、未、結、算、の、結、算、手、当、と、同、様、と、す、る、こ、と  
 二、三、月、の、結、算、手、当、は、未、結、算、の、結、算、手、当、と、同、様、と、す、る、こ、と

新田 繁一郎 西村 政志  
 福富 一郎 志切 笑志

白子 八郎 中野 謙一

三月十日付

3/15

安田製釘工場労働者組合

標記の工場を以て一部に於ては付添に是れを労働者組合とす  
 労働者組合の組織は労働者組合の組織に依りて  
 労働者組合の組織は労働者組合の組織に依りて

一、事業の性質の依りて

1、名称 安田高子株式会社 安田製釘工場

2、代表者 吉沢 一人 阿部 盛徳

3、事業 安田高子株式会社

4、修業 二千九百円 (本社の資本は是れを以て修業金とする)

5、株主 男 三人 女 四人 株主 三人

6、本会 昭和十一年三月十日

財 務 監 査 周 會